

## 宮城県地域医療構想情報発信業務 仕様書

## 1 委託業務の名称

宮城県地域医療構想情報発信業務

## 2 委託期間

委託契約締結の日から令和8年1月9日（金）まで

## 3 業務の目的

宮城県においては、地域バランスの取れた医療機能の分化・連携や持続可能な地域医療提供体制の構築に向けた医療機関の役割分担などの課題解決のため、医療機関向けセミナーの開催や病床機能の分析、仙台医療圏の病院再編等を通じて、地域医療構想の推進に取り組んでいる。地域医療構想の推進に当たっては、県民の理解が重要であることから、これまでホームページや県政だよりへの記事掲載、関係医療機関・県民を対象にしたセミナー、病院再編に関する地域住民説明会等を実施してきたところである。

しかし、県内における構想推進の先行事例である仙台医療圏の病院再編についても、その背景や目的があまり知られていないなど、これまでの取組だけでは、地域医療構想の趣旨に対する理解が進んでいない状況である。このような中、県民の更なる理解形成を促進するため、SNSを活用するなど、わかりやすい広報による情報発信を強化する必要がある。

宮城県地域医療構想情報発信業務（以下「本業務」という。）は、地域医療構想及び仙台医療圏の病院再編に係る広報媒体の選定や具体的な媒体の活用方法等について、広報戦略を再構築するとともに、新たな戦略に基づいた情報発信を行い、県民の適切な理解形成の促進を図るものである。

## 4 業務の内容

## (1) 広報戦略の検討・提案

地域医療構想及び仙台医療圏の病院再編の理解醸成に向けて、広報効果が最大となるよう、現状の分析や適切な広報媒体の選定等を行い、発注者に広報戦略を提案すること。

なお、提案に当たっては、地域医療構想や病院再編についての関心が薄く、積極的に情報に触れない県民に対してもリーチできる情報発信の方法を検討することとし、提案内容に以下の項目を含めること。

イ 地域医療構想及び病院再編の概略を伝える動画（1～2分程度）の作成

ロ SNSやWEB広告等の活用

## (2) 効果的な情報発信

上記（1）で提案した広報戦略に基づき、発注者の承認を得た上で広く県民に向けた効果的な情報発信を行うこと。

なお、実施に当たっては以下の項目に留意すること。

イ キャッチフレーズを用いるなど、短時間の接触で印象に残るような工夫を行うこと。

ロ 地域医療構想に関する知識を持っていない県民が、構想の趣旨や病院再編の目的などについて、理解できるような内容とすること。

ハ 広報の開始時期は令和7年7月から8月頃を想定し、WEB広告等の掲載期間は1～2か月程度を目安とするが、具体的な時期については、発注者と協議の上、その指示に従うこと。

(3) 広報効果の検証・分析

広報を実施した媒体ごとにプレビュー数、クリック数等の情報発信結果を取りまとめ、広報効果の検証・分析を行い、報告すること。

5 成果物の帰属、利用及び秘密保持

(1) 成果物の帰属

本業務によって得られた成果物に係る受注者に帰属する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、第三者に帰属するものを除き、発注者に帰属するものとする。また、受注者は、あらかじめ発注者から書面による同意を得た場合を除き、著作者人格権（著作権法第18条から第20条に規定する権利をいう。以下同じ。）を行使しないものとする。

なお、受注者は、成果物に係る第三者に帰属する著作権について、本業務における利用に関し、発注者が無償かつ無期限に利用できるように、当該第三者から利用許諾を得なければならない。

(2) 成果物の利用

発注者は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲内において、随時利用できるものとし、二次的な利用も可能とすること。

(3) 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を、本業務履行中及び本業務完了後も本業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

(4) 個人情報の取扱いについて

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

6 成果物の納品及び業務完了報告書の提出

次の成果物を発注者に納品すること。

成果物	提出媒体	提出部数	提出期限
広報戦略計画	電子データ	1式	契約締結後1か月以内
情報発信を行った広報媒体※1	電子データ (WEBサイトのURL等)	1式	掲載開始後1週間以内
	紙（印刷物の場合）	1部	
業務完了報告書 ※2	紙	1部	委託期間満了日
	電子データ	1式	

※1 イラストや動画等を作成した場合は、編集が可能なデータ形式とするとともに、作成に使用した素材のデータも併せて納品すること。

※2 業務全体の実施概要、経過、実績、効果等について記載すること。

## 7 その他

- (1) 受注者は、企画・校正イメージを発注者と十分に擦り合わせをした上で、業務に着手すること。また、業務の進捗状況を適宜報告し、必要な指示を受けること。
- (2) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい事項及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこととする。
- (3) 本業務を行うに当たり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように、受注者が責任を持って調整すること。